

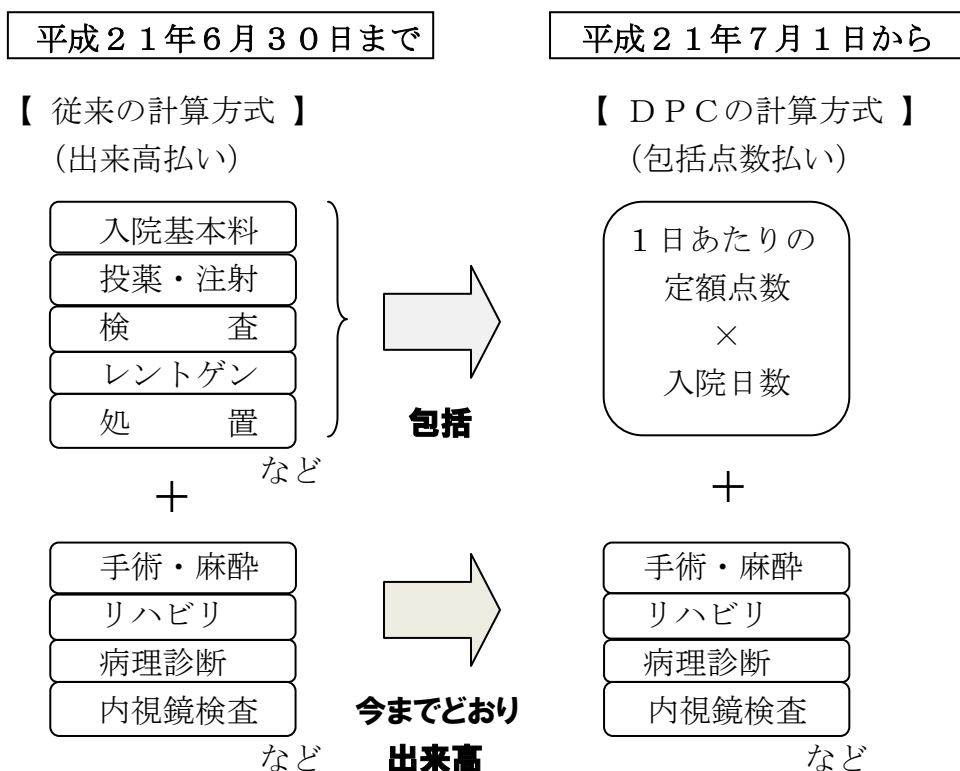
平成21年7月1日より

入院治療費の計算方法が変更になります

当院は、急性期医療を担う地域の中核病院として、平成21年7月より『DPC対象病院』となりました。

◇ DPCとは？

DPCは、Diagnosis（診断）Procedure（手技）Combination（組み合わせ）の略で、従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い方式」に対し、DPC方式では厚生労働省が定めた診断群分類点数表をもとに、疾患や症状に対して行う手術などの診療行為により医療費を計算する「定額支払い」方式です。



DPC医療費は、過去の平均値に基づいて計算されるため、入院後の病状や処置内容によっては、多少の増減がある場合がございます。

※食料、差額室料、文書料等は従来と変わりません。

※6月までに入院された方は、7月・8月分はこれまでどおりの計算方法で、DPCの対象とはなりません。

◇ なぜDPCを導入するの？

DPCを導入することにより、同じ病気で入院した場合に、病院・医師ごとで異なる治療（投薬、検査等）や入院期間などを見直すことが可能になり、医療の標準化と透明化、そして診療の質の向上が図られることにあります。

◇ 対象者は？

平成21年7月1日以降に新規入院された方で対象傷病の方。

ただし、平成21年6月30日以前から引き続き入院されている方は9月1日よりDPCの対象となります。

下記の方はDPCの対象とはなりません。（出来高算定となります）

- ・ 自費診療（正常分娩等）、労災保険、自賠責保険での入院
- ・ 治験の対象の方
- ・ DPC対象外の傷病名の方 等

◇ 入院中に他の病気の治療を希望される場合は？

DPCは、一つの病名（診断群分類）に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。このため、緊急を要しない他の病気の治療や検査を希望された場合は、退院後にお願いすることになりますので、ご了承下さい。

◇ 他院のお薬を服用されている場合は？

「お薬手帳」をお持ちの方は、必ず持参してください。

医師・歯科医師や薬剤師に手帳をみせることで、同じお薬が重なっていないか、また、飲み合わせ等についての確認を行うため必要となります。

◇ 月をまたがって入院されている場合の医療費は？

最終的な診断群分類の確定は退院時に決定となりますので、前月分の請求額は暫定的な金額となります。そのため、退院時に最終調整を行い不足額を調整させていただくこととなります。

～Q&A～

Q 1 DPCになると、医療費は高くなりますか、安くなりますか？

A DPC診断群分類によって、従来の出来高算定よりも安くなる場合や高くなる場合があります。以前の計算方式と単純に比較出来ない場合がありますので、了承願います。

Q 2 DPCの対象になる病気でも、出来高で算定してもらえますか？

A 厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高での算定ができません。

Q 3 医療費の支払方法はどう変わりますか？

A 基本的には、一部負担金の支払方法は変わりません。

Q 4 高額医療費の取扱いはどうなりますか？

A 高額医療費の取扱いは変わりません。

Q 5 入院中はずっと包括払いが適用になるのでしょうか？

A 病気の種類によって包括診療日数が決められていますので、決められた日数までが包括払いとなります。決められた日数を超えて入院される場合は、超えた日から従来の「出来高払い方式」となります。

Q 6 個室料はどうなりますか？

A 個室料の取扱いは従来と変わりません。

Q 7 入院中の食事代はどうなりますか？

A 食事代の取扱いは従来と変わりません。